

第2回食の安全・安心審議会 委員意見

	ご意見の概要	対応等
第3章 計画の基本施策と展開		
1	ポータルサイトは関心のある人しか見ないので、LINEなどのいろいろなツールを活用しないと県民には理解されないのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策3(2)②「ア 食の安全に関する情報提供の推進」(p30)へSNSを通じて周知を行う旨記載しました。 ・食育インスタグラムを活用して、「食の安全」に関する情報を発信していきます。
2	消費者と生産者、製造者との気持ちの乖離を取り除くため、県が消費者と事業者の間に入って、消費者への情報提供や教育をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策3「生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立」(p29～30)に、事業者と消費者の意見交換の場を設け相互理解の促進を図るとともに、消費者への学習機会や情報提供に取り組む旨記載しました。
3	有機農業の記載について、「有機農業＝安全」という捉え方になると「慣行農業＝安全でない」と誤って捉えられてしまう可能性があるため、正しい情報発信ができるような計画にしていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策1で「環境に負荷の少ない有機農業等・・・」とあるよう、有機農業を環境面から捉えています。 ・基本施策3(2)①イ「有機農業への県民の理解促進」(p29)に正しい理解が行われるように取り組む旨記載しました。
4	後継者や遊休農地の問題は、「持続可能な農業生産」に直結する問題かと思うため、畑の面積と生産量、農業生産人数などの指標があった方がよいのではないか。	担い手育成や遊休農地対策等は、農政部で策定している「やまなし農業基本計画」に位置づけられています。
5	有機農業でいえば、ヨーロッパなどが非常に先進的で魅せ方も上手です。県としても、レベルの高いところを見習い、もっと農業全体を魅力的にアピールしていただきたい。	農政部へ情報提供します。
6	食品衛生確保のための収去検査の結果はホームページ等で発表していますか。	<p>毎月の検査状況はホームページに掲載しています。</p> <p>(山梨県HP:食品衛生－「食品衛生監視指導計画」内の「収去検査結果速報」)</p>

	ご意見の概要	対応等
7	第2次計画の基本施策3(3)「②地産地消の普及啓発」という記載が概要版から消えてしまったのがもったいないと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策3(2)①ア「農業や地産地消に関する理解の促進」(p29)に地産地消への正しい理解がされるよう取り組む旨記載しました。 ・地産地消については、「第4次やまなし食育推進計画」にも位置づけられています。
目標指標について		
8	目標指標3「食品衛生監視指導計画に基づく標準監視回数の達成率」について、その年に何施設を監視し、その達成率がどのくらいであるか、詳細を審議会の委員にも知らせていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・その年に監視が必要な施設を対象に監視活動を行っています。 ・毎年度、計画の進捗状況を報告する際に、対象施設数等の監視状況について詳細をお示し致します。
9	目標指標4「給食施設巡回指導の計画に基づく巡回指導の実施率」についても同様をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、計画の進捗状況を報告する際に、対象施設数等の巡回指導状況について詳細をお示し致します。